

# 福岡県公報

令和2年12月8日  
第158号

## 目次

### 告示 (第924号 - 第933号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 1
- 廃川敷地等の発生 (河川管理課) ..... 2
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) ..... 2
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) ..... 2
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) ..... 3
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) ..... 3
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 4

### 公告

- 意見募集の結果の公示 (監視指導課) ..... 4
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) ..... 4
- 一般競争入札の実施 (総務事務厚生課) ..... 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 9
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) ..... 9
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) ..... 9
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) ..... 10
- 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) ..... 11
- 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) ..... 11

- 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) ..... 11
- 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) ..... 12
- 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) ..... 12
- 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) ..... 12
- 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) ..... 13
- 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) ..... 13
- 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) ..... 13
- 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) ..... 14
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 14
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 14

### 教育委員会

- 令和2年度福岡県教育文化表彰 (教育庁総務企画課) ..... 14

## 告示

### 福岡県告示第924号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	武島線	前	久留米市安武町武島2483番先から久留米市安武町武島2484番1先まで	4.0 ～ 5.0	172.0
			後	久留米市安武町武島2483番先から久留米市安武町武島2484番1先まで	6.0 ～ 8.6	172.0

### 福岡県告示第925号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	大牟田植木線	前	大牟田市新勝立町五丁目16番20先から 大牟田市新勝立町五丁目5番16先まで	12.4 ～ 15.2	25.5
			後	大牟田市新勝立町五丁目16番20先から 大牟田市新勝立町五丁目5番16先まで	12.4 ～ 15.2	

**福岡県告示第926号**

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県福岡県土整備事務所前原支所に備え置いて縦覧に供する。

令和2年12月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 河川の名称  
瑞梅寺川水系周船寺川
- 2 廃川敷地等生じた年月日  
令和2年12月8日
- 3 廃川敷地等の位置  
福岡市西区大字田尻字牛町222番地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地

4.40㎡

**福岡県告示第927号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年12月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所  
築上郡築上町大字真如寺1965、1974、1976
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第928号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年12月8日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成10年5月19日農林水産省告示第810号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第929号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年12月8日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成8年4月24日農林水産省告示第604号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第930号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年12月8日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成8年6月7日農林水産省告示第867号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第931号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和2年12月8日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和58年5月19日農林水産省告示第719号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法  
変更しない。

(2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第932号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	久留米柳川線	前	三潞郡大木町大字上牟田口3123番5先から柳川市蒲生1126番先まで	13.5 ～ 16.4	146.5
			前	三潞郡大木町大字上牟田口3123番5先から柳川市蒲生1126番先まで	13.5 ～ 24.9	156.0
			後	三潞郡大木町大字上牟田口3123番5先から柳川市蒲生1126番先まで	13.5 ～ 16.4	146.5

**福岡県告示第933号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	久留米柳川線	前	柳川市蒲生1126番先から柳川市蒲生1041番2先まで	13.0 ～ 17.4	395.0
			前	柳川市蒲生1126番先から柳川市蒲生1041番2先まで	11.5 ～ 17.4	402.0
			後	柳川市蒲生1126番先から柳川市蒲生1041番2先まで	13.0 ～ 17.4	395.0

**公 告**

**公告**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「不利益処分」に係る処分基準の設定案について、令和2年9月15日から同年10月15日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり同年11月17日に改正しました。

令和2年12月8日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

環境部監視指導課廃棄物指導班

電話：092-643-3395

メールアドレス：kanshido@pref.fukuoka.lg.jp

**公告**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和2年12月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類  
複写サービスに係る単価契約（知事・教育）
- 2 競争入札参加者の資格
  - (1) 競争入札に参加することができない者
    - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
    - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
    - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
    - エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者
      - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
      - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
      - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
    - オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）
    - カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
    - キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
    - ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
  - (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
  - イ 年間売上高
  - ウ 自己資本金
  - エ 流動比率
  - オ 経営年数
  - カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
    - (1) 申請方法  
次の書類を知事に提出するものとする。
      - ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
      - イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
      - ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
      - エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
      - オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
      - カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
      - キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
      - ク 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
      - ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）
      - コ 営業概要表（様式第5号）

- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
- テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務厚生課調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）  
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間  
この公告の日から令和2年12月18日（金曜日）までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る機能証明書及び保守サービス拠点一覧を期限までに提出した者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知  
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間  
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

### 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年12月8日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 契約事項の名称  
複写サービスに係る単価契約（知事・教育）
- (2) 契約内容及び特質等  
入札説明書による。
- (3) 契約期間  
令和3年3月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所  
入札説明書による。

#### 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（令和元年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

#### 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和3年1月20日 (水曜日) 現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
01	01	文具	AA
01	02	事務機器	AA
05	02	電気通信機器	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する機能証明書及び保守サービス拠点一覧を総務事務厚生課調達班に令和3年1月12日 (火曜日) 午後3時00分までに提出して確認を受けた者

なお、提出した機能証明書及び保守サービス拠点一覧について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱 (平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達) に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) 期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

(Fax) 092-643-3109

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和2年12月8日 (火曜日) から令和3年1月4日 (月曜日) までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで (最終日は午後3時00分まで) 5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

ア 郵送する場合 令和3年1月19日 (火曜日) 午後5時00分

イ 電子及び持参する場合 令和3年1月20日 (水曜日) 午後4時00分

(3) 提出方法

電子入札による提出。ただし、紙入札による場合は、持参 (ただし、県の休日には受領しない。) 又は郵便 (書留郵便に限る。提出期限内必着) で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号 南棟1階

福岡県総務部総務事務厚生課入札室

(2) 日時

令和3年1月21日 (木曜日) 午後2時00分

※紙入札者は令和3年1月21日 (木曜日) 午後1時45分までに集合すること。

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、令和3年1月27日 (水曜日) 午後2時00分に再度の入札を行う。

## 12 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

## (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

## 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札（電子入札書と紙入札書を同一電子入札案件において提出したときを含む。ただし、システム障害により福岡県の同意を得て、やむを得ず電子入札書と紙入札書を同一案件において提出した場合を除く。）

(4) 所定の場所（福岡県の電子入札システムのサーバを含む。）及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印（電子入札書の場合は電子署名）がなく、入札者が判明できない入札（電子入札システムの不正使用又は電子証明書の不正使用により入札した場合を含む。）

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札（ICカード失効等により開札時に入札書が判読できない場合を含む。）

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

## 14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子くじにより落札者を決定するものとする。

## 15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

## 16 Summary



- (1) The name of a contract matter  
The unit – price contract concerning copy service
- (2) Time Limit of Tender  
4 : 00 P M on January 20, 2021
- (3) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office, 7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan  
TEL 092-643-3092

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年12月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
那珂川市松木二丁目68番から71番まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
東京都港区浜松町二丁目3番1号  
オリックス不動産株式会社  
代表取締役 深谷 敏成

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

令和2年12月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約の名称  
交番等防犯カメラ賃貸借契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

- (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札を決定した日  
令和2年11月5日
- 4 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
日通商事株式会社福岡支店
  - (2) 住所  
福岡市博多区下呉服町1-1
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
72,349,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
令和2年9月25日

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年12月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日  
令和2年11月18日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 （仮称）ドラッグコスモス那珂川中原店
  - (2) 所在地 那珂川市中原町122、123、124、125、126、141、142、143、144-2、

145-2

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

令和3年7月19日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,351.29平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物北側、西側	36

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物東側	20
建物北西側	8
合計	28

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物北側	27.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内北側	4.22

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の指名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前9時00分	午後10時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置	出入口の数
建物北側、北西側、南東側	3箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間

### 公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年12月8日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
嘉穂郡桂川町吉隈土地改良区	令和2年11月25日

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、令和2年12月9日から同月22日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

令和2年12月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更内容  
筑後中央広域都市計画道路3・5・22-10号豊福下辺春線の追加
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
八女市豊福字蓮輪及び八女市本字鹿子島、字岩ヶ下、字百畝町、字中尾谷、字三助、字水洗、字北向、字立山々及び八女市忠見字中丸山、字上丸山、字中林、字下林、字上松立、字下岩井川内、字平原、字山ノ神、字宮及び八女市大籠字中尾、字下椎戸木、字片山、字市ノ木、字大園、字東ノ前、字久保ノ前、字福市、字久保及び八女市山内字才町、字深渡瀬及び八女市柳島字上塚瀬、字峠ノ山、字餅田、字東田、字西平、字山ノ下、字六地藏及び八女市北田形字城ノ峯、字牧口及び八女市立花町谷川字柳場、字四方堂、字西殿、字七曲、字井ノ上、字空口、字前田、字湯ノ浦、字竹ノ下、字鳥越、字所迫、字西峰久保、字多々良迫、字多々良、字紫尾、字菖蒲ヶ迫及び八女市立花町下辺春字折葉山、字船尻、字三ノ瀬の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所  
福岡県建築都市部都市計画課  
八女市建設経済部建設課

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同

法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、令和2年12月9日から同月22日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

令和2年12月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更内容  
筑後中央広域都市計画道路3・5・28-1号日吉水原線の追加
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
八女郡広川町大字日吉字道免及び八女郡広川町大字長延字中久宮津、字南久宮津、字山王山、字椎ノ木山、字毘沙門山、字熊添、字塚原、字中尾前、字寺山及び八女郡広川町大字吉常字三反田、字室田、字柳、字兎谷及び八女郡広川町大字水原字兎谷、字堤、字横手、字中津町、字夏梅、字向川原、字清水川、字堂願、字中尻切、字上尻切の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所  
福岡県建築都市部都市計画課  
広川町建設課

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、令和2年12月9日から同月22日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

令和2年12月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容  
福岡都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

都市計画法第5条第1項の規定により指定した福岡広域都市計画区域、宇美須恵都市計画区域、津屋崎都市計画区域、二丈都市計画区域及び朝倉筑前都市計画区域の全部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、令和2年12月9日から同月22日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

令和2年12月8日

福岡県知事 小川 洋

1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容

北九州都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

都市計画法第5条第1項の規定により指定した北九州広域都市計画区域、遠賀広域都市計画区域及び京築広域都市計画区域の全部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、令和2年12月9日から同月22日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

令和2年12月8日

福岡県知事 小川 洋

1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容

筑後都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

都市計画法第5条第1項の規定により指定した久留米小郡都市計画区域、大牟田都市計画区域、北野大刀洗都市計画区域、筑後中央広域都市計画区域及び田主丸都市計画区域の全部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、令和2年12月9日から同月22日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

令和2年12月8日

福岡県知事 小川 洋

1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容

筑豊都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

筑豊広域都市計画区域の全部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、令和2年12月9日から同月22日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

令和2年12月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更内容  
福岡広域都市計画区域区分の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 筑紫野市に係るもの  
筑紫野市大字筑紫の一部
  - (2) 古賀市に係るもの  
古賀市大字今在家、大字古賀及び今の庄三丁目の各一部
  - (3) 糸島市に係るもの  
糸島市加布里五丁目及び志摩師吉の各一部
  - (4) 那珂川市に係るもの  
那珂川市大字道善、道善五丁目、大字恵子及び恵子一丁目、二丁目、三丁目の各一部
  - (5) 新宮町に係るもの  
新宮町大字三代の一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
  - (1) 筑紫野市に係るもの  
福岡県建築都市部都市計画課及び筑紫野市建設部都市計画課
  - (2) 古賀市に係るもの  
福岡県建築都市部都市計画課及び古賀市建設産業部都市整備課
  - (3) 糸島市に係るもの

福岡県建築都市部都市計画課及び糸島市建設都市部都市計画課

- (4) 那珂川市に係るもの

福岡県建築都市部都市計画課及び那珂川市都市整備部都市計画課

- (5) 新宮町に係るもの

福岡県建築都市部都市計画課及び新宮町都市整備課

---

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、令和2年12月9日から同月22日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

令和2年12月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更内容  
北九州広域都市計画区域区分の変更
  - 2 変更に係る都市計画の案の縦覧場所  
福岡県建築都市部都市計画課
- 

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、令和2年12月9日から同月22日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

令和2年12月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更内容  
久留米小郡都市計画区域区分の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
小郡市大字大板井、大字津古、大字福童及び大字寺福童の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所  
福岡県建築都市部都市計画課及び小郡市都市建設部都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、令和2年12月9日から同月22日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

令和2年12月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更内容  
大牟田都市計画区域区分の変更
- 2 変更に係る都市計画の案の縦覧場所  
福岡県建築都市部都市計画課

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年12月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
那珂川市大字山田字ケサマル1099番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

那珂川市松木二丁目215番地 ドミール博多南A棟101号  
重松 直樹・重松 祐子

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年12月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島市神在西二丁目1334番1、1334番5、1336番1から1336番3まで、1339番1、1339番3、1340番1から1340番3まで、1341番1、1341番2、1342番1及び1342番2
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
糸島市神在西四丁目3番6号  
株式会社カミアリ  
代表取締役 畑中 俊弘

教育委員会

福岡県教育委員会告示第10号

福岡県教育委員会表彰規則（昭和44年福岡県教育委員会規則第10号）第2条の規定に基づき、令和2年度福岡県教育文化表彰を受けたものを、同規則第5条の規定により次のように告示する。

令和2年12月8日

福岡県教育委員会

〔児童生徒の部〕

（個人）

表彰年月日	所 属	名 氏 名
令和2年11月23日	福岡市立高取小学校	権藤 茜
〃	古賀市立青柳小学校	西尾 千春
〃	福岡市立宮竹中学校	坂田 佳暖
〃	久留米大学附設高等学校	柴山 礼寛

〃	福岡大学附属大濠高等学校	鶴 樹里愛
〃	福岡県立荊田工業高等学校	林 春斗
〃	福岡市立飯倉小学校	竹谷美涼
〃	中村学園女子高等学校	池田胡春
〃	東福岡高等学校	竹原秀一
〃	福岡大学附属若葉高等学校	三村はるな
〃	祐誠高等学校	金田舞夏
〃	東福岡高等学校	小山陽翔
〃	筑陽学園高等学校	松尾 駿
〃	大牟田高等学校(卒業生)	竹市大祐
〃	福岡県立中間高等学校(卒業生)	台信 愛
〃	福岡県立修猷館高等学校(卒業生)	藤好 駿太
〃	大牟田高等学校(卒業生)	森 健心

(団体)

表彰年月日

団体名

令和2年11月23日	精華女子高等学校	吹奏楽部
〃	福岡市立老司中学校	男子剣道部
〃	かしいヤングラガーズ	
〃	第74回国民体育大会ラグビーフットボール競技会少年男子福岡県選手団	
〃	第74回国民体育大会ゴルフ競技会少年男子福岡県選手団	
〃	第74回国民体育大会バスケットボール競技会少年男子福岡県選手団	

[一般の部]

1 社会教育部門

(個人)

表彰年月日

所属名

職名

氏名

令和2年11月23日	宇美町教育委員会	前社会教育委員	吉留節子
〃	福岡県PTA連合会	前会長	永原譲太郎
〃	福岡県立図書館の絵本作ボランティア「ゆずりはの会」	元会長	葦津明美
〃	嘉麻市図書ボランティアサークル ミッフィー	前代表	福田怜子
〃	福岡県立図書館ブックトークボランティア「本の楽しさおとどけ便」	元代表	松尾有子

(団体)

表彰年月日

団体名

令和2年11月23日	築上町立椎田中学校	PTA
〃	福岡県立香住丘高等学校	PTA

2 学術・文化部門

(個人)

表彰年月日

所属名

職名

氏名

令和2年11月23日	直方市文化財専門委員会	委員	井手川睦美
〃	公益社団法人福岡県美術協会	副理事長	鐘ヶ江勢二
〃	福岡県文化財保護審議会	専門委員	白川琢磨
〃		福岡県銃砲刀剣類登録審査委員	田中和夫
〃		福岡県文化財保護指導委員	築地原正英
〃	直方市文化財専門委員会	副会長	東 陽一

(団体)

表彰年月日

団体名

令和2年11月23日	村田ファミリー		
3	体育・スポーツ部門		

(個人)

表彰年月日

所属名

職名

氏名

令和2年11月23日	福岡県立新宮高等学校	教 頭	山内光春
------------	------------	-----	------

(団体)

表彰年月日

団体名

令和2年11月23日	第74回国民体育大会自転車競技会男子福岡県選手団		
〃	第74回国民体育大会柔道競技会女子福岡県選手団		

4 学校保健部門

(個人)

表彰年月日

所属名

職名

氏名

令和2年11月23日	一般社団法人福岡市医師会	学校医	池田雄祐
〃	公益社団法人北九州市医師会	学校医	津田恵次郎
〃	一般社団法人大川三瀧医師会	学校医	中尾良一
〃	一般社団法人北九州市歯科医師会	学校歯科医	加藤晴三
〃	一般社団法人北九州市歯科医師会	学校歯科医	辻 利貞
〃	一般社団法人北九州市歯科医師会	学校歯科医	貫 大三郎
〃	一般社団法人福岡市薬剤師会	学校薬剤師	井上嘉明
〃	公益社団法人八幡薬剤師会	学校薬剤師	岸本謙二
〃	公益社団法人八幡薬剤師会	学校薬剤師	脇園隆二

5 教育行政部門

(個人)

表彰年月日

所属名

職名

氏名

令和2年11月23日	久留米市教育委員会	元委員長	永田見生
〃	春日市教育委員会	前教育長	山本直俊

6 学校教育部門

(個人)

表彰年月日	所属名	職名	氏名
令和2年11月23日	春日市立春日野小学校	前校長	小森 晃
〃	筑紫野市立原田小学校	前校長	手島 宏樹
〃	北九州市立木屋瀬中学校	前校長	福田 安秀
〃	福岡県立小倉工業高等学校	校長	奥田 邦夫
〃	福岡県立筑紫丘高等学校	校長	立光 敏弘
〃	福岡県立直方高等学校	校長	田中 浩子
〃	福岡県立特別支援学校「福岡高等学園」	校長	牛島 大典

(団体)

表彰年月日	団体名
令和2年11月23日	小竹町立小竹北小学校

7 その他教育文化部門

(団体)

表彰年月日	団体名
令和2年11月23日	公益社団法人福岡県獣医師会